

第1回 武蔵村山市長期総合計画市民懇談会
次 第

日時：平成21年6月30日（火）

午後7時～

場所：301会議室

- 1 委員委嘱書の交付
- 2 市長あいさつ
- 3 委員自己紹介
- 4 事務局紹介
- 5 報告
(1) 武蔵村山市長期総合計画市民懇談会設置要綱について
- 6 議題
(1) 座長・副座長の選出について
(2) 武蔵村山市長期総合計画市民懇談会に関する運営要領(案)について
(3) 市民懇談会での検討内容とスケジュール
(4) その他

(配布資料)

資料1 「武蔵村山市長期総合計画市民懇談会設置要綱」

資料2 「座長、副座長の選出について」

資料3 「武蔵村山市長期総合計画市民懇談会に関する運営要領(案)」

資料4 「市民懇談会での検討内容とスケジュールについて」

資料5 「次回の市民懇談会開催日時について」

武蔵村山市長期総合計画市民懇談会設置要綱

〔平成21年3月18日
訓令(乙)第13号〕

(設置)

第1条 武蔵村山市の基本構想及び基本計画(以下「長期総合計画」という。)を総合的かつ円滑に策定するため、武蔵村山市長期総合計画市民懇談会(以下「市民懇談会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 市民懇談会は、市の将来にわたる行政施策について協議し、その結果を市長に提言する。

(組織)

第3条 市民懇談会は、武蔵村山市内に住所を有し、又は武蔵村山市内に通勤し、若しくは通学する満20歳以上の者のうちから市長が委嘱する委員14人以内をもって組織する。

2 前項の委員のうち5人は、公募に応じた者のうちから市長が委嘱するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による提言の終了をもって満了する。

(座長及び副座長)

第5条 市民懇談会に、座長及び副座長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、市民懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民懇談会の会議は、座長が招集する。

2 市民懇談会の会議は、平日の夜間又は土曜日に招集することを原則とする。

3 市民懇談会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(部会)

第7条 市民懇談会は、その定めるところにより、部会を置くことができるものとする。

2 部会の属すべき委員は、座長が指名する。

3 部会に、部会長及び副部会長1人を置き、当該部会に属する委員の互選に

より選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

6 部会の会議は、部会長が招集する。

7 前条第2項及び第3項の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 市民懇談会の庶務は、企画財務部企画政策課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか市民懇談会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

武蔵村山市長期総合計画市民懇談会委員名簿

(敬称略)

	氏名	備考
団体代表	島田 静江	東京みどり農業協同組合村山地区女性部
	細井 五	武蔵村山市文化協会
	柳下 利治	武蔵村山市クリーンボランティア連絡会
	井山 房子	武蔵村山市シルバー人材センター
	加藤 武	武蔵村山市PTA連合会
	長田 文男	武蔵村山市民生児童委員協議会
	堀田 兼光	武蔵村山市体育協会
	水野 利根	生涯学習を支援する市民の会
市民公募	細川 美知子	武蔵村山市青少年対策地区連絡会
	林 喜代三	緑が丘地区
	石塚 典久	南東地区
	波多野 晃夫	北東地区
	花田 馨	南西地区
	原田 英治	北西地区

武蔵村山市長期総合計画市民懇談会事務局

	職名	氏名
企画財務部 企画政策課	企画財務部長	吉川 久よ
	企画政策課長	比留間 毅 浩
	企画政策課主査	雨宮 則 和
	企画政策課副主査	樋口 雅 秀

議題（2）座長、副座長の選任について

武蔵村山市長期総合計画市民懇談会設置要綱第5条第1項に基づき、座長及び副座長を互選します。

座長

副座長

武蔵村山市長期総合計画市民懇談会に関する運営要領（案）

平成21年月日

武蔵村山市長期総合計画市民懇談会決定

（趣旨）

第1条 この要領は、武蔵村山市長期総合計画市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）の公開について、必要な事項を定めるものとする。

（市民懇談会の公開）

第2条 市民懇談会は、公開とする。

2 公開は、市民に市民懇談会を傍聴させることにより行う。

（傍聴手続）

第3条 市民懇談会を傍聴しようとする者は、傍聴申込書（第1号様式）を市民懇談会の座長（以下「座長」という。）に提出しなければならない。

2 座長は、傍聴を認めるときは、承認書（第2号様式）を交付する。

（許可しない者）

第4条 座長は、次のいずれかに該当する者の傍聴を認めないことができる。

- (1) 銃器、棒等その他の人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると座長が認める者

（傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会議における意見などに対して、賛否を表明したり、拍手をしないこと。
- (4) 私語、談笑をしないこと。
- (5) 写真等を撮影し、又は録音をしようとするときは、座長の許可を受けなければならないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民懇談会の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。

（傍聴人に対する指示等）

第6条 座長は、傍聴人に対し必要な指示をすることができる。

2 座長は、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退場を命ずることができる。

(会議録)

第 7 条 会議録は、発言の要旨を記載したものとする。

2 作成した会議録は、次の会議の際、市民懇談会の委員の承認を得て確定する。

3 会議録は、その全部を公開する。

(委任)

第 8 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

第 1 号様式 (第 3 条関係)

平成 年 月 日

武蔵村山市長期総合計画市民懇談会 殿

氏 名 _____

傍 聴 申 込 書

武蔵村山市長期総合計画市民懇談会を傍聴したいので申し込みます。

番号	傍聴人氏名	傍聴人住所	備 考
1			
2			
3			
4			
5			

備考 傍聴人氏名、住所欄には、申込者を含めて記入してください。

(日本工業規格 A 列 4 番)

平成 年 月 日

承認書

申込みのあった武蔵村山市長期総合計画市民懇談会の傍聴を承認します。
傍聴の際は、下記の事項を守ってください。守らないときは、退場を命ずることがあります。

記

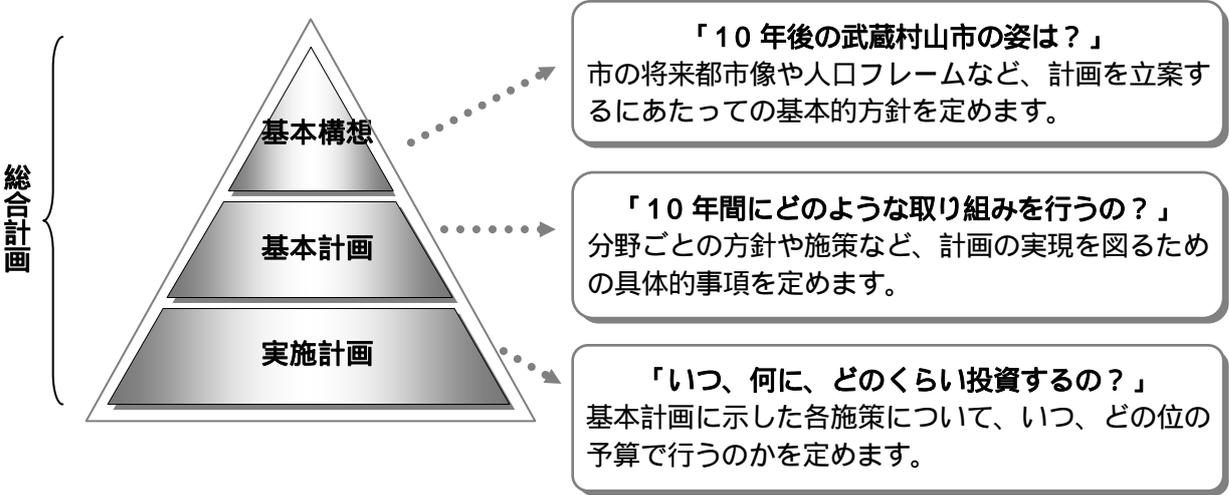
- 1 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- 2 飲食又は喫煙をしないこと。
- 3 会議における意見などに対して、賛否を表明したり、拍手をしないこと。
- 4 私語、談笑をしないこと。
- 5 写真等を撮影し、又は録音をしようとするときは、市民懇談会の座長の許可を受けなければならないこと。
- 6 その他、会議の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。
- 7 武蔵村山市長期総合計画市民懇談会の座長の指示に従うこと。

（日本工業規格A列4番）

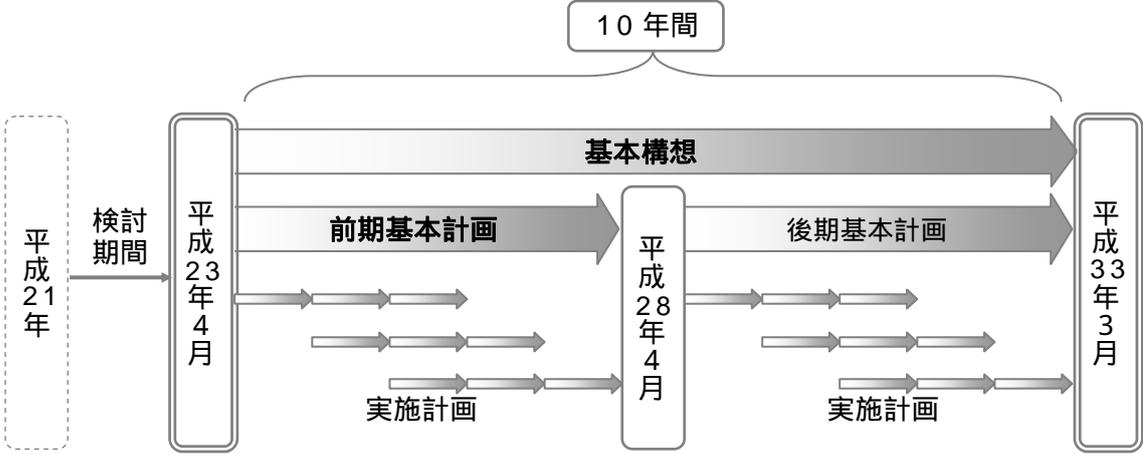
市民懇談会での検討内容とスケジュールについて

1. 「総合計画」とは？

「総合計画」は、市の最上位計画として位置づけられ、様々な個別計画の基本となる考え方を示したものです。「総合計画」は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3つで構成されます。



今回策定する「第4次長期総合計画（仮称）」は、平成23年4月からスタートする10年間の計画です。なお、基本計画は途中5年目に見直し、実施計画は3年分の計画を毎年、ローリング（見直し）していきます。

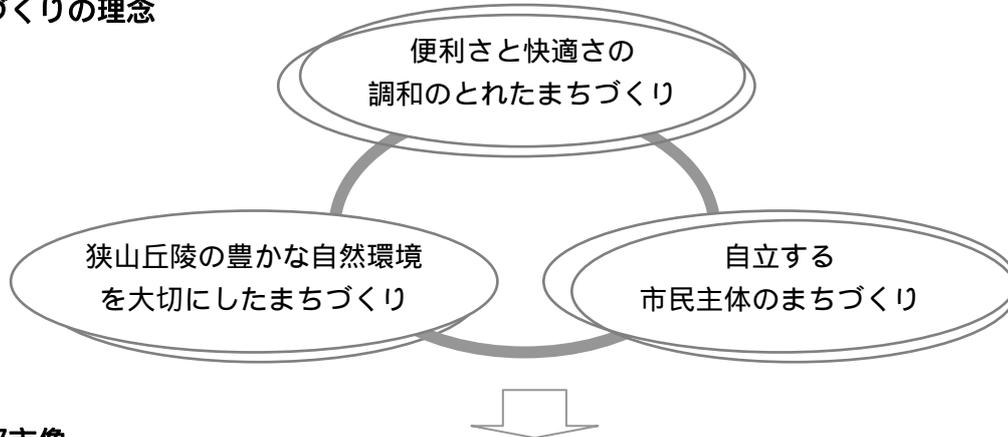


2. 現在の「総合計画」は？

現在は「第3次長期総合計画」の「後期基本計画」に基づいた市政が進められています。

「第3次長期総合計画」基本構想の概要

まちづくりの理念



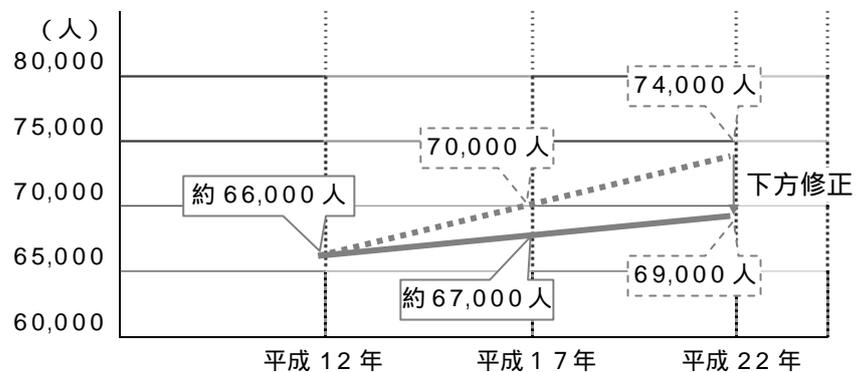
将来都市像

緑輝く快適ステージ ふれあい文化都市 むさしむらやま

太陽の光を受けて、きらきらと輝く狭山丘陵の緑を背景とする“快適ステージ”の中で市民がいきいきと暮らし、健康ゾーン（散策・温泉など）や都市核を中心に、市内外の人々が集い、ふれあいながら新しい文化を創造する都市のイメージを表しています。

将来人口

平成13年に策定された第3次基本構想では、平成22年の人口を74,000人と予測していましたが、後期基本計画策定時（H18.3）に実数との乖離があったことから、平成22年の人口を69,000人に下方修正しました。



国勢調査実数

予測値

第3次基本構想 / 前期基本計画
(H13.3 策定) での人口予測

後期基本計画 (H18.3 策定) での
人口予測 (修正値)

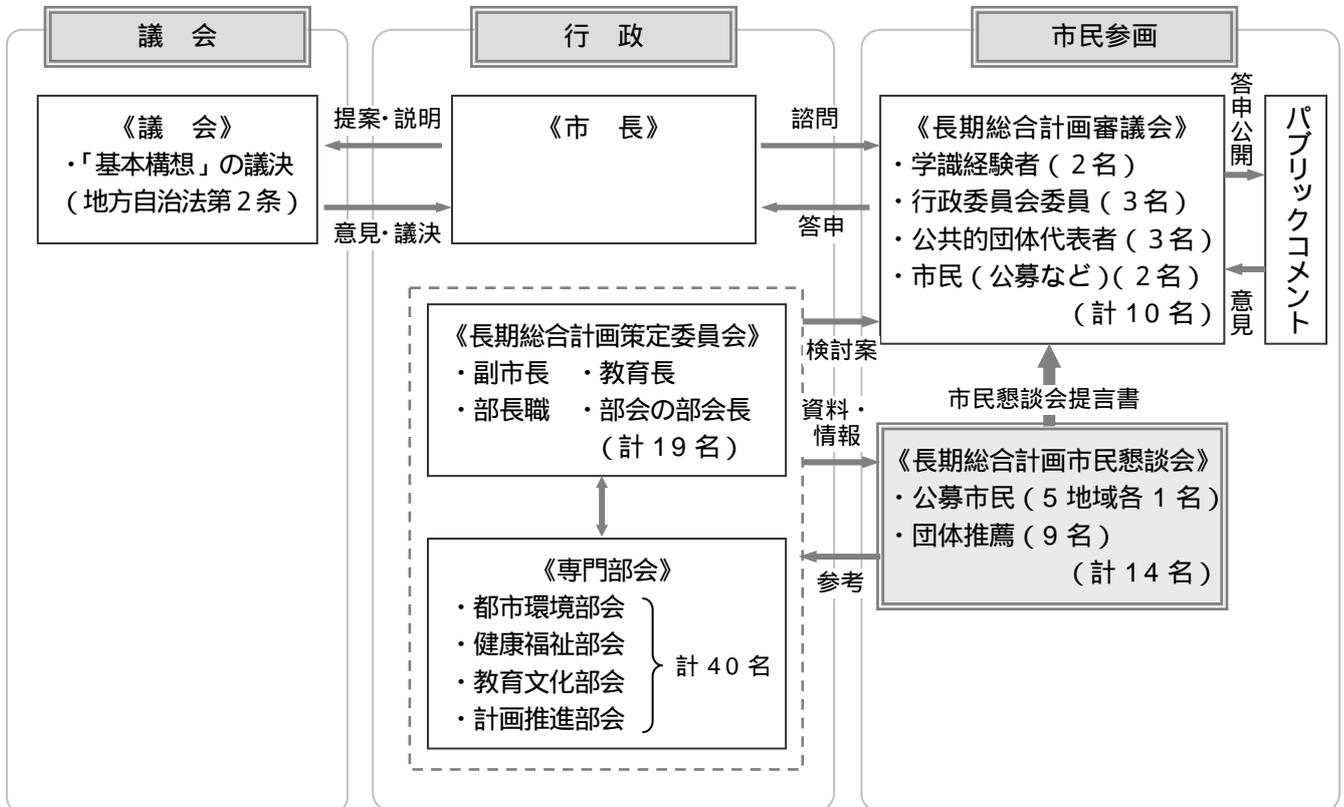
「第3次長期総合計画」後期基本計画の概要

計画の構成



3. 「第4次長期総合計画」策定の体制は？

「第4次長期総合計画」の策定にあたっては、下図に示す体制によって検討を進めていきます。



《各会議等の役割》

《長期総合計画市民懇談会》

: 今後 10 年間に取り組んでほしいこと（基本計画）を市民の立場で意見交換し、提言書としてとりまとめます。

《専門部会》

: 市民懇談会における検討のための資料や情報を提供します。また、懇談会で出された市民の意見等も参考にしながら、それぞれの分野において今後 10 年間に行っていく基本計画の検討を行います。

《長期総合計画策定委員会》

: 専門部会からの資料等を基に、市の将来像や基本計画の組立て等の部分を主に議論し、審議会へ検討案を提示します。

《長期総合計画審議会》

: 市長の諮問を受け、策定委員会や市民懇談会からの資料に基づいて検討し、審議会としての答申を行います。

《議会》

: 「基本構想」部分については、最終的に議会の承認を得る必要があります。

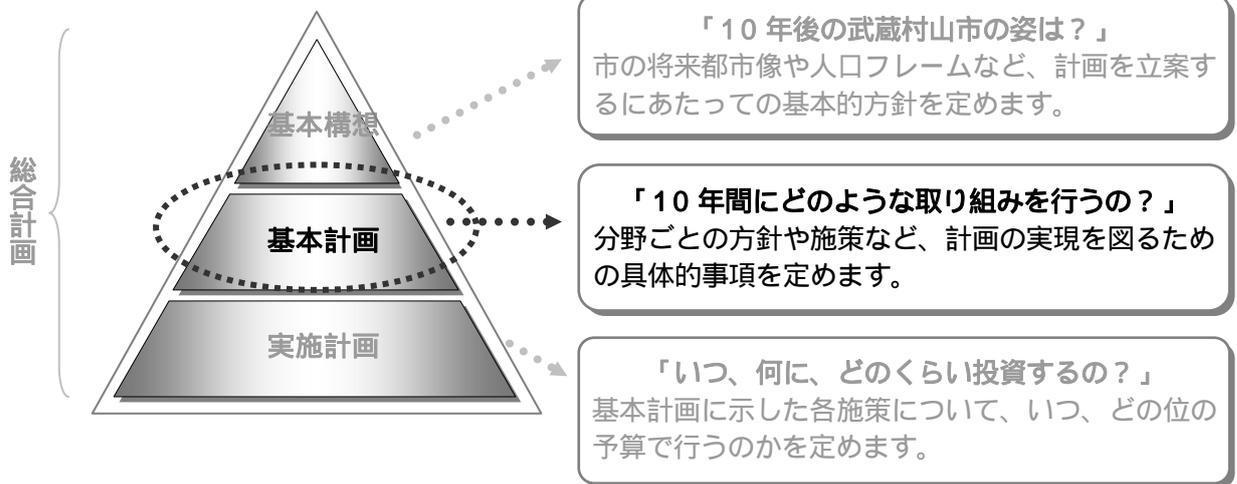
4. 「第4次長期総合計画」策定のスケジュールは？

「第4次長期総合計画」の策定スケジュールは、概ね下表のように想定しています。

	市民懇談会	策定委員会 専門部会	審議会	議 会	その他
平成21年度	4 ～ 6月				
	7 ～ 9月	資料・情報提供			
	10 ～ 12月	市民提案 検討案提示	市民提案 検討案提示		
	1 ～ 3月	検討案提示	中間答申		
平成22年度	4 ～ 6月	検討案提示	検討案提示	参考	パブコメ
	7 ～ 9月		最終答申		パブコメ
	10 ～ 12月			庁議・全協 本会議	
	1 ～ 3月				最終調整 印刷
	4月	第4次長期総合計画 スタート			

5. 「長期総合計画市民懇談会」の進め方は？

「長期総合計画市民懇談会」は、主として「基本計画」の部分について、市民としての立場でご意見を伺うことを目的としています。



「市民懇談会」は次のようなスケジュールを想定しています。

回数	開催時期	検討内容	開催予定
第1回	6月下旬	提案範囲、会議の進め方の確認 3分スピーチ（自己紹介、参加動機など） 会議日程の設定（可能であれば...）	6月30日（火）
第2回	7月中旬	「項目別計画シート」の見方 部会分け、部会長、副部会長の選任 部会討議（1） 部会討議内容の紹介	7月 日（ ）
第3回	8月上旬	部会討議（2） 部会討議内容の紹介	8月 日（ ）
第4回	9月中旬	部会討議（3） 部会討議内容の紹介	9月 日（ ）
第5回	10月上旬	部会討議（4） 部会討議内容の紹介 全体討議「市民参加」と「行財政」	10月 日（ ）
第6回	11月上旬	市民懇談会提案書の作成 将来都市像（テーマ）の投票 総合計画策定に向けてひとこと	11月 日（ ）

「部会討議」の提案

6ヶ月という限られた時間の中で効率的な会の進行を行うため、大きく次の2つの部会に分かれて検討を行いたいと思います。なお、それぞれの部会での検討内容に対しても意見が述べられるよう、各回最後の30分は相互の情報交換の時間とします。

A **《都市・生活・産業部会》**
「土地利用」「産業」「環境・景観」
「都市基盤」「防災・安全」
に関する内容の検討

B **《福祉・教育・文化部会》**
「保健・医療」「福祉」「教育・文化」
「交流」
に関する内容の検討

《市民懇談会のルール（案）》

会議の案内は、当日使用する資料とあわせて、開催予定日の1週間程度前にご自宅へお送りします。（案内の送付先をご自宅以外の住所にご希望の方は、事前にお知らせください。）

やむを得ず欠席される場合は、開催日の夕方5時までに事務局（企画政策課）へご連絡ください。また、当日予定されているテーマについてご意見がある場合は、FAXやメール等であわせてお送りいただければ、討議の中で紹介させていただきます。

なお、前の回に配布した資料を使用することもありますので、会議参加の場合はあわせてお持ちください。

会議は、原則、午後7時から9時までの2時間とします。効率的な進行にご協力をお願いします。

できるだけ多くの人の意見がうかがえるよう、発言は要点を絞って、簡潔にお願いします。

全体の進行はコンサルタントが行いますが、部会討議は、部会長を中心に行ってください。このとき、事務局（企画政策課）及びコンサルタントもそれぞれの部会に分かれて入り、進行のサポートを行います。

議題（４）その他

1 次回市民懇談会開催日程について

平成 年 月 日（ ） 時 分

平成 年 月 日（ ） 時 分

7 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8 月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2 その他